

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

ページ

告 示

○海岸保全区域の指定の一部改正……………	(農村整備課)	1
○知事権限に係る保安林の指定の解除……………	(治山課)	2
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定……………	(治山課)	2
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………	(治山課)	2
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………	(治山課)	2
○森林法による通知に代える公示……………	(治山課)	3
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定に関する通知の内容の変更……………	(治山課)	3
○道路の供用の開始……………	(維持管理防災課)	3
○都市計画の変更の決定……………	(都市計画課)	3

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る入札の公告……………	3
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	5

道人事委員会告示

○へき地学校及びその級別の指定の一部改正……………	5
---------------------------	---

告 示

北海道告示第636号

昭和36年北海道告示第1228号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。

その関係図面は、北海道農政部農村振興局農村整備課、北海道宗谷総合振興局産業振興部農村振興課及び猿払村役場に備え置いて縦覧に供する。

平成29年11月7日

北海道知事 高 橋 はるみ

6 北見沿岸海岸保全区域の表北見沿岸の(2)猿払海岸の猿払村の項海岸保全区域の欄中2の事項を次のように改める。

2 猿払地区海岸の次の基点①から基点㉓までの各点を順次に結ぶ線、基点①と補点㉑を結ぶ線、補点㉑から補点㉒までの各点を順次に結ぶ線及び基点㉓と補点㉒を結ぶ線によって

囲まれた区域

基点①	3級基準点NO.56座標値（X = +130,530.956、Y = +7,404.173）から方向角134度32分13秒の方向37.71メートルの地点
基点②	基点①から方向角320度32分04秒の方向382.43メートルの地点
基点③	基点②から方向角227度56分21秒の方向68.96メートルの地点
基点④	基点③から方向角326度16分05秒の方向513.44メートルの地点
基点⑤	基点④から方向角320度03分02秒の方向588.74メートルの地点
基点⑥	基点⑤から方向角318度14分35秒の方向307.04メートルの地点
基点⑦	基点⑥から方向角231度28分30秒の方向15.93メートルの地点
基点⑧	基点⑦から方向角321度52分34秒の方向245.23メートルの地点
基点⑨	基点⑧から方向角320度49分55秒の方向605.19メートルの地点
基点⑩	基点⑨から方向角322度08分16秒の方向545.67メートルの地点
基点⑪	基点⑩から方向角316度37分54秒の方向56.12メートルの地点
基点⑫	基点⑪から方向角320度53分39秒の方向488.93メートルの地点
基点⑬	基点⑫から方向角320度09分45秒の方向617.74メートルの地点
基点⑭	基点⑬から方向角316度30分32秒の方向235.32メートルの地点
基点⑮	基点⑭から方向角318度59分10秒の方向230.00メートルの地点
基点⑯	基点⑮から方向角321度02分53秒の方向327.93メートルの地点
基点⑰	基点⑯から方向角319度59分36秒の方向574.34メートルの地点
基点⑱	基点⑰から方向角319度30分53秒の方向522.68メートルの地点
基点⑲	基点⑱から方向角320度15分49秒の方向615.36メートルの地点
基点⑳	基点⑲から方向角318度56分36秒の方向393.72メートルの地点
基点㉑	基点㉑から方向角319度29分38秒の方向553.95メートルの地点
基点㉒	基点㉒から方向角318度21分19秒の方向689.79メートルの地点
基点㉓	基点㉓から方向角320度05分41秒の方向125.80メートルの地点
基点㉔	基点㉔から方向角325度09分39秒の方向125.82メートルの地点
基点㉕	基点㉕から方向角325度13分03秒の方向739.45メートルの地点
基点㉖	基点㉖から方向角326度20分26秒の方向737.98メートルの地点
基点㉗	基点㉗から方向角326度22分30秒の方向466.44メートルの地点
基点㉘	基点㉘から方向角324度41分17秒の方向149.24メートルの地点
基点㉙	基点㉙から方向角324度36分22秒の方向896.45メートルの地点
基点㉚	基点㉚から方向角324度17分26秒の方向918.74メートルの地点
基点㉛	基点㉛から方向角325度53分15秒の方向588.93メートルの地点
基点㉜	基点㉜から方向角325度55分23秒の方向237.08メートルの地点
補点㉑	基点①から方向角48度17分41秒の方向143.50メートルの地点

- 補点㉔ 1 基点⑤から方向角28度30分48秒の方向156.18メートルの地点
補点㉔ 2 基点⑤から方向角41度05分46秒の方向376.18メートルの地点
補点㉔ 3 基点⑨から方向角41度57分19秒の方向397.47メートルの地点
補点㉔ 4 基点⑨から方向角29度51分31秒の方向158.35メートルの地点
補点㉔ 5 基点⑫から方向角5度04分05秒の方向167.80メートルの地点
補点㉔ 6 基点⑫から方向角30度46分57秒の方向422.80メートルの地点
補点㉔ 7 基点⑬から方向角21度09分54秒の方向397.39メートルの地点
補点㉔ 8 基点⑬から方向角353度10分20秒の方向208.37メートルの地点
補点㉔ 基点㉔ 4から方向角45度00分03秒の方向129.99メートルの地点
補点㉔ 基点㉔ 6から方向角51度48分40秒の方向102.50メートルの地点
補点㉔ 基点㉔ 9から方向角45度00分15秒の方向80.00メートルの地点
補点㉔ 基点㉔ 2から方向角56度00分14秒の方向86.00メートルの地点

北海道告示第637号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成29年11月7日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 解除に係る保安林の所在場所 常呂郡訓子府町字柏丘232の1・238（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解除の理由 農道用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道オホーツク総合振興局産業振興部林務課及び訓子府町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第638号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成29年11月7日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 (1) 解除予定保安林の所在場所 芦別市・広尾郡広尾町（以上1市1町国有林。次の図に示す部分に限る。）
(2) 保安林として指定された目的 水源の涵養
(3) 解除の理由 道路用地とするため
- 2 (1) 解除予定保安林の所在場所 広尾郡広尾町（国有林。次の図に示す部分に限

る。）

- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課並びに芦別市役所及び広尾町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第639号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成29年11月7日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 指定施業要件変更予定保安林 茅部郡森町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
森町（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島総合振興局産業振興部林務課及び森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第640号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成29年11月7日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 虻田郡豊浦町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び豊浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第641号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を次のとおり掲示した。

- 平成29年11月7日
- 北海道知事 高橋 はるみ
- 1 (1) 通知の内容 平成29年北海道告示第607号
(2) 所在が不明な者 金澤 ミツ、鎌田 金蔵、鎌田 敬吉、濱田 吉一、吉田 幸廣、吉田 幸治
- (3) 掲示場所 函館市役所
- 2 (1) 通知の内容 平成29年北海道告示第607号
(2) 所在が不明な者 井上 雅博
(3) 掲示場所 長万部町役場

北海道告示第642号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除の予定に関する通知の内容（解除予定保安林の所在場所）を変更する旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

- 平成29年11月7日
- 北海道知事 高橋 はるみ
- 1 変更前の保安林の指定の解除の予定に関する告示 平成11年北海道告示第33号
2 変更後の解除予定保安林の所在場所 札幌市（国有林。次の変更図に示す部分に限る。）

（「次の変更図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び札幌市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第643号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

- 平成29年11月7日
- 北海道知事 高橋 はるみ
- 路線名 供用開始の区間 供用開始の期日
道道 越川中斜里停車場線 斜里郡斜里町字以久科南126番1地先から 平成29.11.7
同郡斜里町字三井8番4地先まで

北海道告示第644号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更した。

その都市計画の図書は、北海道建設部まちづくり局都市計画課に備え置いて、一般の縦覧に供する。

- 平成29年11月7日
- 北海道知事 高橋 はるみ
- 1 都市計画の種類 道路
2 都市計画を定めた土地の区域
- | 種別 | 名称 | 起点 | 終点 | 主な経過地 |
|------|---------|--------|--------|--------|
| 幹線街路 | 3・4・18号 | 見晴通 | 留萌市 | 留萌市 |
| | | 見晴町1丁目 | 千鳥町1丁目 | 見晴町4丁目 |

総合振興局告示及び振興局告示

北海道渡島総合振興局告示第135号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

- 平成29年11月7日
- 北海道渡島総合振興局長 小田原 輝 和
- 1 入札に付する事項
(1) 調達をする物品等の名称及び数量
自動車（公共応急作業車） 1台（交換契約により自動車1台を契約の相手方に供給し、1台を契約の相手方から調達する。）

- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期日 平成30年3月23日
- (4) 納入場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
- 次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成27年北海道告示第726号又は平成29年北海道告示第18号に規定する物品の購入（自動車）の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。
- (5) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申請の時期 平成29年11月7日（火）から同年12月8日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
- イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号
北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設行政課
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設行政課
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島合同庁舎3階入札室
（送付による場合は、郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設行政課）

- (2) 入札日時 平成29年12月22日（金）午後2時（送付による場合は、同月21日（木）までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
- なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
- また、北海道渡島総合振興局のホームページ（<http://www.oshima.pref.hokkaido.lg.jp/index.htm>）においてダウンロードすることができる。
- 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。
- 9 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 10 その他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(6)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。
- 契約に関する事務を担当する組織
- (1) 名称 北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設行政課
- (2) 所在地 郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号
- (3) 電話番号 0138-47-9609
- 11 Summary
- A Nature and quantity of the products to be procured : Exchange of Car 1 set
- B Bid tendering date and time : 2 : 00 P.M., December 22, 2017
(If mailed, bids must arrive no later than December 21, 2017)
- C Contact : Constructional Administration Division, Office of Constructional Administration, Hakodate Department of Public Works Management, Oshima General Subprefecture Bureau, Hokkaido Government, Mihara 4-chome 6-16,

Hakodate, Hokkaido 041-8558 Japan
Phone : 0138-47-9609

北海道渡島総合振興局告示第136号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成29年11月7日

北海道渡島総合振興局長 小田原 輝 和

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
ロータリ除雪車（1.0m／200 t 級） 1 台
- 2 落札を決定した日
平成29年9月29日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 株式会社日本除雪機製作所
(2) 住 所 札幌市手稲区曙5条5丁目1番10号
- 4 落札金額
9,849,600円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成29年9月5日付け北海道渡島総合振興局告示第120号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設行政課
(2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号

道 人 事 委 員 会 告 示

北海道人事委員会告示第11号

平成27年北海道人事委員会告示第11号（へき地学校及びその級別の指定）の一部を次のように改正し、平成29年10月10日から適用する。

平成29年11月7日

北海道人事委員会委員長 鯨 田 信 知

オホーツク総合振興局の項中

「 | 清里町字神威 | 光岳小学校 | 1 | 」の次に

「 | 小清水町元町2丁目 | 小清水中学校 | 1 | 」を加え、

「 | 小清水町字小清水 | 小清水中学校 | 1 | 」を削る。